

武蔵野市個人情報保護に関する条例

上記の議案を提出する。

令和4年12月6日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市個人情報の保護に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関する事項その他個人情報の保護に関し必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

(市の機関の責務)

第3条 市の機関は、保有する個人情報の保護に関し必要な措置を講じるとともに、その職員に個人情報の保護の重要性を認識させ、個人情報の適正な管理に努めさせなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識するとともに、相互に基本的人権を尊重し、個人情報の保護に努めなければならない。

(個人情報事務ファイル簿の作成)

第5条 市の機関は、本人の数が令第20条第2項に規定する数未満の個人情報ファイルについて、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「個人情報事務ファイル簿」という。）を作成しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目
- (5) 本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲
- (6) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下「記録情報」という。）

の収集方法

- (7) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (8) 記録情報を市の機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (9) 法第90条第1項ただし書又は法第98条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- (10) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 市の機関の職員又は職員であった者の事務に係る個人情報ファイル
 - (2) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

3 市の機関は、個人情報事務ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、当該個人情報事務ファイル簿を修正しなければならない。

4 市の機関は、個人情報事務ファイル簿に記載した個人情報ファイルの保有をやめたときは、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

5 市の機関は、第1項の規定による作成をしたとき、第3項の規定による修正をしたとき又は前項の規定による削除をしたときは、その旨を武蔵野市情報公開・個人情報保護審議会条例（令和 年 月武蔵野市条例第 号）第2条に規定する武蔵野市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に報告しなければならない。

6 市の機関は、個人情報事務ファイル簿を一般の閲覧に供しなければならない。ただし、本人の数及び個人情報ファイルに含まれる保有個人情報の性質により、個人情報事務ファイル簿を一般の閲覧に供することで特定の個人が識別される場合は、この限りでない。

（個人情報ファイル簿の審議会への報告）

第6条 市の機関は、個人情報ファイル簿を作成し、修正し、又は消除したときは、その旨を審議会に報告しなければならない。

（外部の団体による監査）

第7条 市の機関は、電子情報処理組織のうち規則で定めるものにより処理する保有個人情報の管理について、外部の団体による監査を受けるものとする。

（不開示情報）

第8条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、武蔵野市情報公開条例（平成13年3月武蔵野市条例第5号。以下「情報公開条例」という。）第9条第3号ウに掲げる情報とする。

2 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の不開示とすることがある情報として条例で定めるものは、情報公開条例第9条第7号に掲げる情報（法第78条第1項第2号ロに掲げる情報を除く。）とする。

（開示請求の手続）

第9条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(開示請求に対する開示決定等の審議会への報告)

第10条 市の機関は、法第81条の規定により保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否したとき、法第83条第2項の規定により開示決定等の期限を延長したとき又は法第84条の規定による開示決定等をしたときは、その旨を審議会に報告しなければならない。

(全部又は一部を開示しないときの開示できる期日の明示)

第11条 法第82条第1項の規定により一部を開示する旨の決定をし、又は同条第2項の規定により開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知する場合において、保有個人情報を開示しない理由がなくなる時期をあらかじめ明示できるときは、その時期を明らかにしなければならない。

(開示請求に係る手数料等)

第12条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の写しの交付(電磁的記録について行政機関等が定める開示方法として規則で定める方法を含む。)により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの作成及び令第28条第4項の写しの送付に要する費用を負担しなければならない。

(訂正請求の手続)

第13条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(利用停止請求の手続)

第14条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(審議会への諮問)

第15条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、審議会に諮問することができる。

- (1) この条例その他個人情報の取扱いに関し定める条例について、その規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第12条の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法第3章第3節の施策を講ずる場合であって、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意

見を聴くことが特に必要であると認めるとき。

(事業者の責務)

第16条 市内で事業を営む法人その他の団体及び個人（以下これらを「事業者」という。）は、個人情報の保護の重要性に鑑み、事業の実施にあたっては、その取扱いに適正を期し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

(事業者等に対する要請等)

第17条 市長は、事業者に対し、個人情報の適正な取扱いについて必要な要請を行うものとする。

2 市長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者その他の関係者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

(運用状況の審議会への報告及び公表)

第18条 市長は、市の機関の個人情報保護制度の運用状況を審議会に報告するとともに、毎年1回当該運用状況を取りまとめたものを公表しなければならない。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(武蔵野市個人情報保護条例の廃止)

第2条 武蔵野市個人情報保護条例（平成13年3月武蔵野市条例第6号）は、廃止する。

(武蔵野市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の武蔵野市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）のうち、旧条例第3条第3項、第12条第2項又は第12条の2第2項の規定により知り得たものの内容をみだりに他に漏らし、又は職務以外の目的で持ち出し、若しくは使用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下この条において「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 前条の規定の施行前において旧条例第11条第1項又は第2項の規定により受託した業務（以下「受託業務」という。）に従事していた者

- (3) 前条の規定の施行前において武蔵野市公の施設の指定管理者の指定の
手続等に関する条例（平成16年6月武蔵野市条例第13号）に規定する市
が管理する公の施設の管理の業務（以下「指定管理業務」という。）に
従事していた者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者
- 2 前条の規定の施行の際現に旧条例第9条の規定により届出されている保
有個人情報を取り扱う事務の届出については、前条の規定の施行の日から
令和6年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 3 前条の規定の施行の前日に旧条例第16条第1項若しくは第2項、第20条
第1項（同条第2項の規定により準用される場合を含む。）、第21条第1
項（同条第2項の規定により準用される場合を含む。）又は第22条第1項
若しくは第2項（同条第3項の規定により準用される場合を含む。）の規
定による請求がされた場合における旧条例第2条第5号に規定する保有個
人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開示、訂正、消去並びに目
的外利用及び外部提供の停止については、なお従前の例による。
- 4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において
旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個
人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために
特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように
体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを
含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は
100万円以下の罰金に処する。
- (1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は前条の規定
の施行前において旧実施機関の職員であった者
- (2) 前条の規定の施行前において旧実施機関の受託業務に従事していた者
- (3) 前条の規定の施行前において旧実施機関の指定管理業務に従事してい
た者
- 5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前
において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を前条の規定の施行後
に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したと
きは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 6 受託者（旧条例第11条第2項に規定する受託者をいう。以下この項にお
いて同じ。）若しくは指定管理者（旧条例第12条の2第1項に規定する指
定管理者をいう。以下この項において同じ。）の代表者又は受託者若しく
は指定管理者の代理人、使用人その他の従業者が、その受託業務又は指定
管理業務に関し、前条の規定の施行後に第4項又は前項に規定する違反行
為をしたときは、その行為者を罰するほか、受託者又は指定管理者に対し

て100万円以下の罰金を科する。

- 7 前条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(武蔵野市特定個人情報の保護に関する条例の廃止)

第4条 武蔵野市特定個人情報の保護に関する条例(平成27年10月武蔵野市条例第52号)は、廃止する。

(武蔵野市特定個人情報の保護に関する条例の廃止に伴う経過措置)

第5条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の武蔵野市特定個人情報の保護に関する条例(以下「旧特定条例」という。)第2条第3号に規定する特定個人情報(以下「旧特定個人情報」という。)のうち、旧特定条例第3条第3項又は第10条第2項の規定により知り得たものの内容をみだりに他に漏らし、又は職務以外の目的で持ち出し、若しくは使用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧特定条例第2条第1号に規定する実施機関(以下この条において「旧実施機関」という。)の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧特定個人情報の取り扱いに従事していた者

(2) 前条の規定の施行前において旧特定条例第9条第1項又は第2項の規定により受託した業務に従事していた者

- 2 前条の規定の施行の前日に旧特定条例第15条第1項若しくは第2項、第20条第1項(同条第2項の規定により準用される場合を含む。)、第21条第1項(同条第2項の規定により準用される場合を含む。)又は第22条第1項若しくは第2項(同条第3項の規定により準用される場合を含む。)の規定による請求がされた場合における旧特定条例第2条第5号に規定する保有特定個人情報の開示、訂正、消去並びに目的外利用及び提供の停止については、なお従前の例による。

(武蔵野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

第6条 武蔵野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
(管理の基準) 第7条 <u>指定管理者は、武蔵野市個人情報保護条例(平成13</u>	(管理の基準) 第7条 <u>指定管理者は、その管</u> <u>理する公の施設に係る管理の</u>	項の改正

<p>年3月武蔵野市条例第6号)の趣旨にのっとり、その管理する公の施設に係る管理の業務を行うにあたり、保有する個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の保有する個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2から4まで (略)</p>	<p>業務を行うにあたり、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が当該業務を行う場合における個人情報(同法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の取扱いについて講ずる個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を確実に実施するものとする。</p> <p>2から4まで (略)</p>	
--	---	--

(武蔵野市歴史公文書等の管理に関する条例の一部改正)

第7条 武蔵野市歴史公文書等の管理に関する条例(平成26年9月武蔵野市条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
<p>(歴史公文書等の保存等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育委員会は、歴史公文書等に<u>個人情報(武蔵野市個人情報保護条例(平成13年3月武蔵野市条例第6号)第2条第2号に規定する個人情報をいう。)</u>が記録されている場合には、<u>当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(歴史公文書等の保存等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育委員会は、歴史公文書等に<u>個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)</u>で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)が記録されている場合には、<u>当該個人に関する情報の漏えいの防止のため</u></p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

4 (略)	に必要な措置を講じなければ ならない。 4 (略)	
-------	---------------------------------	--

(武蔵野市印鑑条例の一部改正)

第8条 武蔵野市印鑑条例(昭和52年7月武蔵野市条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(閲覧の禁止)</p> <p>第23条 市長は、印鑑登録原票 その他印鑑の登録及び証明に 関する書類については、法令 の規定による請求又は<u>武蔵野 市個人情報保護条例(平成13 年3月武蔵野市条例第6号)</u> <u>第16条の規定による開示請求</u> がある場合を除き、閲覧に供 してはならない。</p>	<p>(閲覧の禁止)</p> <p>第23条 市長は、印鑑登録原票 その他印鑑の登録及び証明に 関する書類については、法令 の規定による請求がある場合 を除き、閲覧に供してはなら ない。</p>	<p>字句の削除</p>

(提案理由)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の施行による個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の改正に伴い、個人情報の保護に関する法律の施行に関する事項その他個人情報の保護に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するとともに所要の改正をするものである。